CTCSP Miro オンラインホワイトボードサービス販売規約

本 CTCSP Miro オンラインホワイトボードサービス販売規約(以下「本規約」といいます。)は、CTC エスピー株式会社(以下「当社」といいます。)又は当社の販売店より、第1条に定義する本サービスの利用権を自己使用の目的で購入したお客様(以下「お客様」といいます。)と当社の間において、当該利用権の販売及び本サービスの利用に係る条件を定めるものです。お客様は当社より購入した本サービスを利用するにあたり、第1条に定義する本契約及び Miro 規約を遵守するものとします。

第1条 (定義)

本規約にて使用される各用語の意味は以下の通りとします。

- ①「本サービス」とは、RealtimeBoard, Inc. dba Miro (以下「Miro 社」といいます。) が SaaS 形態のクラウドサービスとして提供する、オンラインホワイトボードサービス及びその付随サービスをいいます。
- ②「本契約」とは、当社とお客様間において締結され、本サービス の利用権の販売及び本サービスの利用に係る条件を定める契約 をいい、本規約の定め及び本申込書の定めをその内容とする契約 をいいます。
- ③「Miro ライセンス」とは、Miro 社よりお客様に対して付与される、本サービスの利用許諾をいいます。なお、Miro ライセンスは、Business と Enterprise の2種類のライセンスがあり、お客様はいずれかのライセンスを選択して本サービスの利用を申し込むものとします。
- ④「Miro 規約」とは、Miro 社が定める以下の「Master Cloud Agreement」、及び当該「Master Cloud Agreement」内で指定 されまたは別途 Miro 社若しくは当社よりお客様に指定する、イ ンターネット上に掲載された Miro 社の規約 (SLA を含みます が、この限りではありません)をいいます。

[Master Cloud Agreement]

https://miro.com/legal/master-cloud-agreement/

- ⑤「申込書」とは、お客様が本サービスの利用を申し込む際に提出 する、当社所定の書式をいいます。
- ⑥「販売店」とは、お客様に再販売する目的で、本サービスの利用権を、当社より購入する事業者をいいます。
- ⑦「アドミニストレーター」とは、お客様における本サービスの利用に関する責任者をいいます。お客様は、申込書にてお客様におけるアドミニストレーターを指定するものとします。
- ⑧「アフィリエイト」とは、お客様と支配関係にあるお客様の関連会社をいいます。なお「支配関係にある」とは、一方が他方の株式の50%以上を保有し、または、各会社の株式の50%以上を共通の会社が保有している関係のことをいいます。

第2条 (本契約の成立)

お客様が本サービスの利用を希望するときは、申込書、本規約及び Miro 規約の内容をよく読み、その内容に合意した上で本申込書を当 社に提出して下さい。

- 2. 当社は、申込書をお客様から受領した後、Miro 社に申込書の内容を伝達します。Miro 社が申込書の内容を承諾すると、お客様の申込内容に応じた Miro ライセンスが付与されるとともに、本サービスの利用に必要な情報が当社を通じてお客様に通知されます。Miro社におけるお客様の申込書の承諾を以て、本契約の成立とします。
- 3. お客様より提出された申込書を Miro 社が承諾しなかった場合、お客様と Miro 社及びお客様と当社の間にはいかなる契約も成立せず、当社はいかなる責任もお客様に対して負うものではありません。

第3条(規約の変更、優先適用)

本規約及び Miro 規約は予告なく変更される場合があります。お客様は、自己の責任にて Miro 社のウェブサイト等にアクセスし、Miro 規約について変更の有無及びその内容について確認するものとしませ

2. Miro 規約は原則として英語にて提示されます。当社又は Miro 社がお客様に提示する日本語の訳文又は注意事項等を記した書面はあくまで参考資料であり、当該書面と英語版の Miro 規約の内容が適用されます。

- 3. 本サービスの申込、請求及び代金支払、サービスの開始、サポート、通知、契約期間(更新を含む)、解除にかかる事項について、本申込書又は本規約と Miro 規約の内容が矛盾するときは、本申込書又は本規約の内容が優先するものとします。
- 4. 前項に定める以外の事項について、本申込書又は本規約と Miro 規約の内容が矛盾するときは、Miro 規約の内容が優先するものとします

第4条(利用開始、ライセンス)

お客様は、Miro 社より付与される各ライセンスの内容に応じて本サービスを利用することができます。各ライセンスの詳細は、別途 Miro 社または当社よりお客様に提示(ウェブサイト上での掲示を含む) されるものとします。

第5条(譲渡禁止)

お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、Miro ライセンス及び本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または引受させてはならないものとします。

第6条(サービスの利用)

お客様は本サービスの利用に関する責任者であるアドミニストレーターを定め、本申込書に記載するものとします。なお、当該アドミニストレーターは本契約に関する事項及び本サービスの利用に関して、法人であるお客様を代表する全ての権限を有していることをお客様は保証します。

- 2. お客様は、申込書に記載したお客様情報に変更が生じた場合には、 当社に対し、速やかに通知するものとします。
- 3. お客様は、お客様のアフィリエイトや第三者に、Miro 規約が定める範囲で、本サービスを利用させることができます。但し、この場合、お客様は当該関連会社及び当該第三者に対して本規約及びMiro 規約を遵守させる義務を負い、お客様の過失の有無に関わらず、当該関連会社及び当該第三者の全ての行為について、お客様が責任を負うものとします。
- 4. お客様は、お客様が指定したアドミニストレーターの意思表示、 通知、その他の一切の行為について、契約者としての責任を負うも のとします。
- 5. お客様は、本サービスの ID、パスワード等、本サービスの利用に 必要な情報 (以下「ログイン情報」といいます) を自己の責任で管理 するものとします。

第7条(利用料)

第2条第2項に従い、本契約が成立した場合、お客様は当社が提示 した本サービスの年間利用料の額を、当社が発行する請求書に従い、 指定の期日までに、指定の支払方法にて支払うものとします。なお、 支払いに必要な振込手数料その他の費用はお客様の負担とします。

第8条(契約期間、更新)

本サービスの利用期間は、原則として1年間とし、本申込書に記載のサービス利用開始日からサービス利用終了日までとします。本サービスの利用期間中における、お客様都合による解約はできないものとします。

- 2. お客様が本サービス利用期間の更新を希望しない場合、本申込書に記載されたサービス利用終了日の90日前までに、当社に対して本サービスの利用を終了する旨の通知を行うものとします。この場合、本申込書に記載されたサービス利用終了日若しくは更新されたサービス利用期間の終了日をもって、お客様における本サービスの利用期間は終了するものとします。
- 3. 前項に定める通知がなされない場合、本サービスの利用期間は、 本申込書に記載されたサービス利用終了日の翌日を更新日として、

同一条件にて 1 年間更新されるものとし、以降も同様とします。この場合、お客様はサービス利用終了日の 25 日前までに、当社に対して利用更新に係る注文書を発行するものとします。

- 4. 本契約の期間は本サービスの利用期間と同一とします。本サービスが Miro 社の都合により終了した場合、本サービスの利用期間及び本契約も終了となります。本サービスが Miro 社の都合により終了した場合、お客様に対する支払済みのサービス利用料の返金は、Miro 社の判断によるものとし、返金の有無及びサービス終了に伴いお客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5. 当社は、本サービス利用期間中、又は本サービスの更新時に、本契約に基づく契約上の地位を Miro 社又は他の Miro 社の販売代理店に譲渡する場合があり、お客様はこれを承諾します。
- 6. 当社は、お客様に対して通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。当社がお客様に対して契約終了の通知を行った場合、本契約は、当該通知時における本サービスの利用期間満了をもって終了するものとします。

第9条 (権利の帰属)

本サービスに対する著作権、特許権、商標権その他の知的財産権は全て Miro 社及び Miro 社に使用許諾をした第三者に帰属します。本契約に基づき、お客様に付与される Miro ライセンスは、本サービスに対する知的財産権その他の権利をお客様に移転させるものではなく、単に本規約及び Miro 規約の内容に基づき、お客様に本サービスの利用権を一定期間付与するものであることに、お客様は合意します。

第10条 (サポートサービス)

本サービスの利用に関連して、以下のサポートサービスをお客様に 提供します。但し、当該サポートサービスは、本サービスの利用に 関して、お客様に生じる全ての問題を解決できるものではないこと にお客様は了承します。

【サポート概要】

内容:Webサイトからの問合せ対応

対応時間: 当社営業日の 9 時~17 時 30 分

(Web サイトからの受付は 24 時間 365 日対応)

問合せ先: https://miro-support.ctcsp.co.jp

注意事項:問合せは管理者のみが行えるものとします。管理者以外 からの問合せには対応しません。

- 2. お客様と Miro 社又は当社の間で別途合意がなされない限り、本サービスに関連してお客様に提供されるサポートサービスは、前項のサービスをもってその全てとします。
- 3. 当社は、本条に定めるサポートサービスを、第三者に委託して行わせることができるものとします。

第11条 (法令等の遵守)

お客様は本サービスを利用するに当たり、Miro 規約及び適用される全ての法令の定めを遵守するものとします。万が一、お客様がMiro 規約に違反し、又は法令に反する行為を行ったことにより当社又は Miro 社に損害が生じたときは、お客様は当該損害の全てを賠償するものとします。

第12条 (電気通信回線)

お客様が使用する端末機器から本サービスに接続する電気通信回線 は、お客様自身の責任と費用負担において確保、維持されるものと します。

第13条(保証)

本サービスの機能、品質に関する保証は Miro 社より Miro 規約に 則りなされるものとします。当社は本サービスに対して独自に保証 を行わず、法律上の契約不適合責任を含め、本サービスの内容、品 質について、如何なる責任も負わないものとします。

第14条(損害賠償)

本サービスは Miro 社の責任で提供されるものであることから、本サービスの障害に関連してお客様に発生した損害につき、当社は一切賠償責任を負わないものとします。

2. 本サービスの障害その他本サービスの品質に関連する事項以外で、当社の責によりお客様に損害が発生した場合、当社は、お客様に直接かつ現実に発生した通常の損害に限り、これを賠償するものとします。但し、当該賠償金額の総額は、請求の原因となる事象の発生より過去 12ヶ月において、お客様が本サービスの利用料として当社に現実に支払った金額を上限とします。なお、当社は如何なる場合においても、予見すべきであるか否かを問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負いません。

第15条(自己責任の原則)

- 1. お客様は本サービスの利用に係る一切の行為(データの保存、閲覧、削除、送信、バックアップ等)を自己の責任で行うものとし、 当社はデータの毀損、漏洩、消失について一切責任を負わないもの とします。
- 2. お客様が本サービスの利用に伴い Miro 社のサーバに保存するデータは、日本国外のデータセンタに保存されることをお客様は了承します。
- 3. お客様は本サービスの利用に関するデータの保存、送信について、外国為替及び外国貿易法その他の輸出関連規制を遵守するものとします。
- 4. お客様は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は、第三者から請求がなされた場合、自己の責任と費用を以て処理、解決するものとします。また、当該第三者から何らかの請求、異議等が Miro 社又は当社者しくは当社の販売店に対して申し立てられた場合、お客様は自己の責任と費用でその解決を図り、Miro 社又は当社者しくは当社の販売店に生じた損害(第三者に支払うべきとされた損害賠償金及び和解金並びに Miro 社若しくは当社が負担した弁護士費用を含む。)を賠償するものとします。
- 5. 本サービスが第三者の権利を侵害するとして、当該第三者からお客様に対して何らかの請求、異議等がお客様に対して申し立てられた場合、お客様は Miro 規約に基づき、自己と Miro 社の間で当該問題を解決するものとします。当社は、当該第三者からの請求等に対して、一切の責任を負いません。

第16条(監査)

当社はお客様における本サービスの利用状況について確認、検証する必要があると判断した場合には、お客様に対して監査を実施することができるものとし、お客様は当社又は当社が指定した者のお客様の事業所への立入、資料提出その他必要な協力を行うものとします。

第17条(契約解除)

当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知、催促を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ①お客様が本規約又は Miro 規約の何れかの条項に違反し、当社が 相当期間を定めて催告した後もその違反状態が是正されないとき
- ②理由の如何を問わず、お客様が Miro 社より、お客様と Miro 社間 における本サービスの利用に係る契約を解除され、又は、お客様 における Miro ライセンスが取消若しくは停止されたとき。
- ③お客様が支払停止、支払不能、債務超過に陥ったとき、強制執 行、仮差押、仮処分、租税滞納処分、競売を受けたとき
- ④お客様が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑤お客様において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理(事業再生ADRを含む。)開始の申立てがあったとき
- ⑥お客様が監督官庁から営業の許可、登録の取り消し、又は停止処 分を受けたとき
- ⑦お客様が資本減少、営業の廃止若しくは変更、解散したとき、又 は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
- ⑧前各号の他、お客様の信用状態に不安を生じたと判断されたとき
- 2. 前項各号のいずれかに該当する事由がお客様に生じた場合、お客様は当社に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して当社に支

払わなければならないものとします。

- 3. 本条に基づく解除は、当社がお客様に対し、発生した損害について賠償請求することを妨げるものではありません。
- 4. 本条第1項に定める事項が無い場合であっても、当社はお客様に対して60日前までに通知することにより、本契約を解除することができます。

第18条(秘密保持)

お客様及び当社は、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち、書面等の有形媒体にて開示される場合は当該媒体に秘密である旨の表記がされた情報、口頭などの無形媒体にて開示される場合は開示の際に秘密である旨が示され、当該開示後10日以内にその内容を書面化のうえ秘密である旨を表記して提供された情報(以下、「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとします。また、お客様及び当社は、本契約上の権利の行使及び義務の履行以外の目的の為に秘密情報を使用してはならないものとします。

- 2. 前項の規定にかかわらず、お客様及び当社は、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとします。
- ①相手方からの開示の時点で既に公知の情報
- ②相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
- ③相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
- ④第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ⑤相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報
- ⑥法令により開示することが義務づけられた情報
- 3. 本条に定めるお客様及び当社における、それぞれの秘密保持義務 の存続期間は、秘密情報が開示された日より5年間とします。

第19条 (反社会的勢力の排除)

お客様及び当社は、自己又は自己の役員(取締役、監査役、執行役及び執行役員をいう。)が、本契約の有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、各国にてテロリストとして指定されている組織、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、併せて「反社会的勢力」という。)でないこと、②反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給など、何らかの関係を有していないこと、③暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと(反社会的勢力等の第三者を利用して行う場合を含む。)を表明し、保証するものとします。

2. お客様又は当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、かつ何らの損害賠償責任も負うことなく、本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

第20条(余後効)

第13条(保証)、第14条(損害賠償)、第15条(自己責任の原則)第2項及び第3項、第18条(秘密保持)、本条、第21条(合意管轄)及びMiro規約において本サービス利用期間終了後も存続する旨が定められている規定については、本契約の終了後も存続するものとします

第21条 (準拠法及び合意管轄)

本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

- 2. 本規約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、お客様と当社で誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3. Miro 規約の解釈、適用にお客様と Miro 社との間で生じた紛争の解決については、Miro 規約中で指定される法および裁判管轄に従うものとします。